◇**地方交付税法等の一部を改正する法律**（法律第五号）（総務省）

一　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正関係

1　地方交付税の総額の特例（地方交付税法附則第四条及び第四条の二並びに特別会計に関する法律附則第四条及び第九条関係）

㈠　平成二二年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、法定加算額七、五六一億円、臨時財政対策のための特例加算額五兆三、八八〇億円及び交付税及び譲与税配付金特別会計における剰余金三、七〇〇億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額五、七一二億円を控除した額に、地方団体が行う雇用情勢等を踏まえた当面の地域の活性化に資する施策の実施に必要な財源を確保するために一兆四、八五〇億円を加算した額とすることとした。

㈡　平成二二年度に予定されていた交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の償還を平成二八年度以降に繰り延べることとした。

㈢　平成二三年度から平成三七年度までの地方交付税の総額について、一、七六一億円を加算することとした。

㈣　平成二〇年度における地方交付税の精算減額六、五九六億六六九万八、〇〇〇円について、平成二四年度から平成二七年度までの各年度分の地方交付税の総額から減額することとした。

㈤　平成二〇年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額のうち一兆二、四一〇億四、七五〇万円に相当する額について、平成二四年度から平成三八年度までの各年度における地方交付税の総額から八二七億三、六五〇万円をそれぞれ減額することとした。

2　基準財政需要額の算定方法の改正（地方交付税法第一二条、第一三条、附則第六条の二、別表及び改正法附則関係）

㈠　雇用創出及び農林漁業の活性化等の地域資源の活用に資する事業の実施に必要となる経費の財源を措置するため、平成二二年度における措置として「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」を設けることとした。

㈡　少子・高齢社会に対応した地域福祉施策の充実、障害者の自立支援、高齢者の医療の確保、国民健康保険の財政基盤の強化のための措置等に要する経費の財源を措置することとした。

㈢　特別支援教育の充実、教育情報化対策、私学助成の充実等教育施策に要する経費、地方公共団体における情報化施策等の推進に要する経費の財源を措置することとした。

㈣　地方再生に要する経費、住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、観光立国推進対策、治安維持特別対策、消防救急業務に要する経費の財源を措置することとした。

㈤　環境と調和した循環型社会の形成に向けて、自然環境の保全、廃棄物の発生抑制や再利用の促進等快適な環境づくりに要する経費の財源を措置することとした。

㈥　その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置することとした。

㈦　臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすることとした。

二　地方財政法の一部改正関係

1　公営競技を行う地方公共団体の地方公共団体金融機構に対する納付金の納付制度を五年間延長することとした。（第三二条の二関係）

2　平成二二年度に限り、臨時財政対策債を発行することができることとした。（第三三条の五の二関係）

3　平成二二年度から平成二四年度までの間に、地方公共団体から旧資金運用部資金又は旧簡易生命保険資金又は旧公営企業金融公庫資金について繰上償還を行おうとする旨の申出があった場合において、当該地方公共団体から行政の簡素化等を定めた計画が提出され、当該計画の内容が行財政改革に相当程度資するものであり、当該計画の円滑な実施のため地方債の金利に係る負担の軽減が必要であると政府が認めるときは、政府等は、当該繰上償還に係る補償金の免除等の措置を講ずるものとすることとした。（第三三条の九関係）

三　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正関係

子ども手当の創設に伴い地方特例交付金を拡充することとした。（第一条及び第二条関係）

四　この法律は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**所得税法等の一部を改正する法律**（法律第六号）（財務省）

一　所得税法の一部改正関係（第一条関係）

1　扶養控除の見直し

㈠　年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢一六歳未満の者をいう。）に対する扶養控除を廃止することとした。（第二条及び第八四条関係）

㈡　特定扶養親族（扶養親族のうち、年齢一六歳以上二三歳未満の者をいう。）のうち、年齢一六歳以上一九歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分（二五万円）を廃止し、扶養控除の額を三八万円とすることとした。（第二条及び第八四条関係）

㈢　扶養控除の見直しに伴い、次の措置を講ずることとした。

(1)　居住者の扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に三五万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額を七五万円（改正前四〇万円）に引き上げる。（第七九条関係）

(2)　給与所得者の扶養控除等申告書及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項並びに給与等及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算規定等の整備を行う。（第一八五条～第一八七条、第一九〇条、第一九四条、第一九五条、第二〇三条の三、第二〇三条の五及び別表第二～別表第四関係）

2　オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして財団法人日本オリンピック委員会、財団法人日本障害者スポーツ協会その他これらの法人に加盟している一定の団体から交付される一定の金品については、所得税を課さないこととした。（第九条関係）

3　生命保険料控除を改組し、次の㈠から㈢までによる各保険料控除の合計適用限度額を一二万円とすることとした。（第七六条関係）

㈠　平成二四年一月一日以後に締結した保険契約等に係る控除

(1)　平成二四年一月一日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「新契約」という。）のうち介護医療保険契約等に係る支払保険料等（介護医療保険料）について、介護医療保険料控除（適用限度額四万円）を設ける。

(2)　新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ四万円とする。

(3)　右記(1)及び(2)の各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとする。

年間の支払保険料等	控除額
二万円以下	支払保険料等の全額
二万円超四万円以下	支払保険料等×二分の一＋一万円
四万円超八万円以下	支払保険料等×四分の一＋二万円
八万円超	一律四万円

(4)　新契約については、主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等を各保険料控除に適用する。